

第2回美里町総合教育会議会議録

日 時 令和3年11月11日（木曜日）午後2時40分開議

場 所 美里町役場本庁舎 3階 会議室

会議構成員

町 長	相 澤 清 一
教育委員会教育長職務代理者	後 藤 眞 琴
教 育 委 員 会 委 員	佐 藤 キ ヨ
教 育 委 員 会 委 員	留 守 広 行
教 育 委 員 会 委 員	大 森 真智子
教 育 委 員 会 教 育 長	大 友 義 孝

美里町総合教育会議事務局

総 務 課 長	佐 藤 俊 幸
総務課秘書室総合調整係長	
兼 広 報 広 聴 係 長	鎌 田 拓 也

意見聴取者

教育次長兼教育総務課長	佐 藤 功太郎
-------------	---------

議事日程

第1 開 会

第2 挨 拶

第3 協 議

美里町就学援助制度について

第4 その他

第5 閉 会

午後2時40分 開会

日程第1 開 会

○総務課長（佐藤俊幸） 本日は御多忙のところをお集まりいただきまして、誠にありがとうございます。

令和3年度第2回美里町総合教育会議を開会させていただきます。

日程第2 挨拶

○総務課長（佐藤俊幸） 初めに、相澤町長より御挨拶を申し上げます。

○町長（相澤清一） それでは、挨拶を申し上げます。

今日は総合教育会議ということで御参集を賜り、感謝を申し上げます。

先日11月8日には、この件についての懇談会ということで、皆様としっかりと議論をさせていただいたところでございます。常日頃から本町の教育行政に関しまして、御理解と御協力をいただいております。改めて、教育委員の皆様には感謝を申し上げさせていただきます。

コロナ感染も非常に落ち着いているところでございます。これまで本当に本町の子供たちが感染に、あまり大きくそのような状況にはならなかったということは、本当に職員をはじめ先生方、また、地域の皆様、御父兄の皆様の御尽力のたまものだと思っております。今後、収束に向かって進んでいくのかなと思われまじけれども、なお一層の感染防止対策をしっかりとみんなで整えたいと、そのように思っているところでございます。

今日、教育長とお話ししましたが、南郷高校の90周年の事業ということで、私たちも参加させていただきました。その時に基調講演ということで、リオデジャネイロオリンピックで金メダルを取った高橋礼華さん、ウルスラ学院の生徒さんですけれども、その方がトークショーを行いました。

それで、1点だけ非常に私も感銘深いものがございました。というのは、何点かあるんですけども、その中の重要な1点として礼華さんはこのように申しておりました。「常日頃の練習が、非常に大事だ。当たり前のことを当たり前にきちっとすることが、まず大事なんだ。しかし私は、やはりそういうふうな中でも、もう一段レベルを上げた当たり前のことを常にやるように心がけている」、これは非常に含蓄のある話だなと思って私は聞いたんですけども、それはどういうふうなところに位置するのか分かりませんが、スポーツ界でもやはり通常のことをやっていてもだめなんだろうと。一生懸命やる中で、やはり常日頃から一段高い設定の中で常に当たり前のことをできるようにしなければ目的は達成できないと、そういう意

味なのかなと私は解釈しました。そういうふうなことが、今日一日ありました。

そうした中で、やはり我々の教育に関しましても、まちづくりに関しましても、これから当たり前のことを当たり前にするのは職員ももちろんでございますけれども、そうした中でもう一段上げた、町民にしっかりとサービスができるような、一段レベルアップした当たり前のことをすることが必要なかなと、改めて感じたところでございます。そうした中で、このような総合教育会議での意見の調整やいろいろな研修、講習、そのようなことをしっかりとすることによって、その当たり前がもう一段上の当たり前になるのかなと思いますので、皆様方にもぜひこれからの御研鑽をよろしく願いを申し上げたいと、そのように思っているところでございます。

今日は本当に、11月8日からまた続きましての総合教育会議、就学支援制度についての御議論をいただきますけれども、皆様の忌憚のない御意見をいただきまして、有意義な総合教育会議にしたいと思いますので、御協力をよろしく願い申し上げ、挨拶に代えさせていただきます。ありがとうございます。

○総務課長（佐藤俊幸） 続きまして、大友教育長から御挨拶をお願いいたします。

○教育長（大友義孝） 皆さん、こんにちは。

本日は多忙の折に教育会議を開催していただきまして、ありがとうございます。町長には、教育行政の推進にいろいろと御理解をいただいておりますことに、感謝申し上げたいと思います。

今、町長からお話いただいたように、新型コロナウイルス感染症におきましては、ある程度収束の傾向にはあるものの、幼稚園・小学校・中学校ではこれまでどおりの感染予防対策を徹底しながら学校行事を行っているところでございます。季節的には、インフルエンザが流行し始める時期だと思っておりますけれども、併せて予防に努めてまいりたいと思います。

最近思っていることなのですが、いろいろと物事を考える時にいつも直線的といいますか対面的といいますか、一方方向・双方向で物事を考えることを今までしてきた訳ですが、やはり包括的というんですか多角的というんですか、下から見たり横から見たり斜めから見たり、そういった部分を見ながらいろいろと検討してみることも必要なんだなというふうに今痛感しているところでございます。

本日は、教育委員会がこれまで協議してまいりました就学援助制度について協議、そして意見を交わして教育政策の方向性を共有していきたいと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○総務課長（佐藤俊幸） どうもありがとうございました。

それでは、会議の初めに本日の議事録署名人の選出について、事務局のほうからお諮りさせていただきたいと思います。

本日の会議における議事録の署名につきましては、佐藤委員、留守委員にお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○総務課長（佐藤俊幸） それでは、よろしくお願いいたします。

日程第3 協議事項

○総務課長（佐藤俊幸） それでは、早速次第の3、協議に入りたいと思います。

本日の協議の議題は、美里町就学援助制度でございます。ここから先は、相澤町長に座長のほうをお願いいたします。

○町長（相澤清一） それでは、私が暫時の間進めさせていただきます。御協力をよろしくお願い申し上げます。

それでは、美里町就学援助制度についてですが、初めに教育委員会のほうから説明をいただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

○教育次長兼教育総務課長（佐藤功太郎） 皆様、お疲れさまでございます。それでは、事務局のほうから説明をさせていただきたいと思います。

まず、本日再度お配りしてございますこれは、内容については変えてございませんが、少し誤字・脱字がございまして、それを修正したものです。大きいところは「子ども」という表現なのですが、例えば全部平仮名になっている部分があったりとか、あとは一応漢字の「子」に平仮名の「ども」で統一しているのですが、大綱ですね「子供の貧困対策の大綱」につきましては「子供」の「共」が漢字を使用されておりますので、それは漢字の表現ということに修正をさせていただいているところでございます。

あと、抜けていた字なんかも少しございまして、それにつきましては修正をさせていただいたと。ただ、内容につきましては、事前にお配りしているものとは変わってございませんので、よろしくお願いいたしますというところでございます。

それでは、一度概略について説明させていただいておりますので、また改めて概要を簡単に説明させていただきたいと思います。それでは、座って説明させていただきたいと思います。

まず、見直しの経緯でございますが、これにつきましては議会からの提言がありまして、そ

れに対して簡単に言いますと教育委員会のほうで協議をいたしまして、給食費を一律助成してはどうだというようなことに対しまして、教育委員会といたしましては子どもの貧困を踏まえて経済的に支援が必要な家庭を支援していくということになりまして、それで協議を進めて今回見直しの案を取りまとめたというようなところでございます。

それで、2つ目は子どもの貧困につきまして、説明した記述をさせていただいているところでございます。やはり、この「貧困の連鎖」を断ち切っていくということが非常に重要だということで、そのために就学援助制度の見直しを行うものであるというようなところでございます。

大きな3番目につきましては、就学援助制度につきして記載しているところでございます。就学援助制度の目的、あとは就学援助制度の対象でございます。

続きまして、大きな4つ目ですね。要保護世帯及び準要保護世帯の児童生徒数の推移ということでございまして、こちらに記載しているとおりの数値というところになってございまして、年々減少傾向にはあるというようなところになってございます。

続きまして大きな5番目、美里町の就学援助制度の内容についてということで、現在の就学援助制度の対象者ということで、ここに8項目ほど現在の対象の方の条件を記載させていただいているところでございます。

続きまして、その内容ですね。支援の内容につきましては要保護世帯、これは生活保護世帯になりますけれども、これは修学旅行費と日本スポーツ振興センター災害共済掛金、この2つを援助している。準要保護世帯ですね。これは生活保護と同じ程度に困窮している世帯というようなところがございますけれども、学用品から始まりまして⑥までですね。この項目を支給しているというようなところがございます。それで、平成22年度追加されている項目というのがございまして、その追加されている項目というのはクラブ活動費・生徒会費・PTA会費・卒業アルバム代等というものが追加されているというところがございます。これについて支給されている市町村がございしますが、美里町ではこれの追加はまだなされていないというところがございます。

あとは、全国的に見ますと援助費目に独自の項目を追加して、支援している市町村もあるというようなところがございます。

あと、就学援助制度の周知状況につきましては、毎年4月に就学援助制度のお知らせを全ての児童生徒の保護者に対して配布、周知しているというところがございます。申請書類につきましては、学校に備えつけて学校で受け付けているというふうなところがございます。あとは、

ホームページにお知らせを掲載しています。

あと、新入学準備金というものを出してございますが、これにつきましては全ての新入学児童生徒の保護者に対して1月に通知をさせていただいておりまして、3月には支給。事前に準備のための支給をしているというようなところでございます。ただ、全国的にはいろいろ工夫されて、援助率が上がっているというところもございますので、いろいろ工夫する余地があるというところであると思います。

続きまして、美里町の就学援助制度の見直しということで、見直し内容というところがございます。まず、大きく分けて2つあるのですが、その1つ目といたしまして援助費目についてということでございます。援助費目につきましては、要保護につきましては国で単価が決められておりまして、援助費目も設定されているというようなところでございます。その中で漏れているというか、その中で拾われていない部分というのがございまして、先ほど前段にお話をさせていただきましたが修学旅行費とか、日本スポーツ振興センター共済掛け金につきましては、就学援助のほうで出させていただいております。

あと、援助費目にあって生活保護のほうで見られていないものがございまして、これは卒業アルバム代等、これが見られていない。先ほど平成22年度に追加されたクラブ活動費とか生徒会費・PTA会費・卒業アルバム代、あとはオンライン学習通信費ですね、それにつきましては生活保護のほうですね。要保護につきましては、対応されている状態というようなところでございます。

続きまして、準要保護の部分でございますが、全体的に国で要保護の現状項目として認められているものにつきましては、追加することがよいのではないかとということになったというところがございます。あと教育委員会といたしましては、今後のICT教育の教材として必要なAIの購入ですね、これにかかる費用もオンライン学習通信費の中に含めて追加して支援することがよいのではないかとというようなところでございます。あと概算費用を算出してございますが、令和3年度の対象ということになりまして、若干減る予測はあるのですが、約844万円が必要になるというところがございます。

ちょっと漏れましたけれども、要保護につきましては先ほど言った卒業アルバム代を追加いたしますと4万円が必要になるというところがございます。

続きまして、もう一つの大きな見直しのポイントでございますが、準要保護世帯の認定基準というところがございます。これは、生活保護の基準に一定の係数を掛けたもの、これを基準としている市町村が全国で76%ほどございますが、我が町ではこの基準は採用していないとい

うところもございまして、全国的な傾向、あとは宮城県内の傾向をちょっと調べさせていただきまして、今回どうしたらいいかということを検討したというふうなところでございます。教育委員会といたしましては、「生活保護の1.3倍に相当する係数を掛ける」と整理することがよいのではないかとというようなところになっているところでございます。

それで、生活保護の1.3倍というと生活保護の費用を出さなければならないのですが、美里町においては生活保護の算出をしていない。県の福祉事務所のほうで算出しているというふうなことでございまして、町で算出できるのは特別支援就学奨励費需要額、これは毎年我が町でも該当者がおりますので、その金額を毎年算出している。これは、文部科学省のほうでその費用を「こういう形で」というのが示されて、それに基づいて出されているのですが、今現在県内でこの基準を採用している町ですね、これを見ますとやはり自前で算出できる特別支援就学奨励費需要額をベースに係数を掛けているというところがございまして、我が町においてもそういう形で算出することがいいのではないかと。

ただこの需要額につきましては、生活保護と比べますと約1割程度、金額としては高い金額になるということもございまして、生活保護の1.3倍に相当する金額というところで係数を設定するということになりますと、特別支援就学奨励費需要額に1.2倍の係数を掛けることが生活保護の1.3倍に相当するということとなりますので、そういう形で特別支援就学奨励費需要額の1.2倍という設定をしたというところでございます。

子どもたちの支援というか、家庭の支援ということを考えればこの係数は高ければ高いほうがよろしいのではないかとこのところなのですが、やはり財政状況等々踏まえて、あとは全国的な事例・県内の事例を踏まえて考えれば、今回の設定がよろしいのではないかとこのところ結論に至ったというふうなところでございます。

続きまして、就学援助制度の見直しに必要な費用というところでございます。これは、全体的なものでございます。さっき言った費目の追加に係る費用と、あとは今回の係数を掛けたものを採用した場合、この2つによってどれぐらいの費用の増加が必要になるかというふうなところでございますが、これは令和3年度の対象者を対象として試算したところ、対象者が増えるという想定をして算出したところ、1,580万円が必要となるというような結果になったというふうなところでございます。

あとは、その下が就学援助制度の周知及び申請場所についてというところでございます。これも、全ての該当する方に受給してもらうためには、ここのところが非常に重要になってくるということでございまして、今後周知文書の内容をより分かりやすい内容にするとか申請しや

すい内容にする。あとは、ホームページに現在お知らせだけ載せておるのですが、様式等々そういう細かい内容も掲載することによって、申請に必要な資料を入手できる。あと、ただいま学校のほうに備えつけている申請書、あと学校で対応しているのですが、これを教育委員会のほうにも備えつけることがよいのではないか。プライバシーの問題で学校に申請しづらいというふうな家庭もあると思いますので、教育委員会のほうでも受け付けて対応できるようにするというようなところが必要であるというところでございます。あとは、将来的にインターネットを活用して、可能な限り電子申請等々で申請の負担を軽減していくことも検討していくというところになったというようなことでございます。

あとは、まとめのほうでいろいろと述べさせていただいているところではあるのですが、一番下の部分になりますが、子どもの貧困対策の推進に関する法律、これが令和元年の6月に改正されまして、市町村が子どもの貧困対策についての計画を定めるよう努めるものとするということで努力義務が課されているというところでございます。教育委員会としては、やはり町長部局と連携してできるだけ早く子どもの貧困対策についての計画を策定して、子どもの貧困対策に取り組んでいかなければならないというように考えているところで結ばせていただいているところでございます。

あと、9ページ以降は文中で参考としている資料をつけているというようにところでございます。

簡単ではございますが、以上内容の説明とさせていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

○町長（相澤清一） ありがとうございます。

それでは、この件について協議を行いたいと思います。町からは、別にないよね。じゃあ、皆さんにこの件について御協議をいただきたいと思います。何か皆さんから御発言、どうぞ。

○教育委員（後藤眞琴） 11月8日の時にもお話ししたんですけれども、研究者の間では「7人の内1人の子どもが貧困状態に陥っている。日本の貧困問題は、深刻である」として様々な調査・分析の結果、次のようなことを指摘しているんですね。1番目は、多くの子どもが貧困状態に陥っている要因として、「貧困の連鎖」の存在がある。その「貧困の連鎖」とは、貧困が親から子どもへと世代を超えて引き継がれていくことです。

2番目としては、「貧困の連鎖」によって子どもの将来が子どもの生まれ育った家庭環境によって制限され、そのことによって社会的損失が生じているということ。

3番目としては、「貧困の連鎖」を解消するためには子どもの学力向上が必要であること。

その理由としましては、親の収入が低いと子どもの生活水準は低くなる。生活水準が低いと、子どもは義務教育である学校教育以外の教育、例えば学習塾とか音楽教室・その他の習い事、それから家族での旅行とか、そういうことを受けることができなくなり、そのため貧困世帯の子どもたちは他の世帯の子どもたちよりも低い学力になりがちになり、これが進学や就職の際に不利に働き、貧困世帯に育った子どもが大人になった際に収入が低くなり、貧困状態に陥ってしまうということです。

4番目として、貧困による学力格差は初等教育期間から表れ、低い学力の状態は継続する傾向にあること。このことについてもう少し説明しますと、貧困を背景とした学力格差は小学校低学年から存在し、小学校4年生頃に拡大し、小学校低学年のうちは低い学力の状態から抜け出すことができる可能性はありますが、学年が上がるにつれてその可能性は低下します。また、一度低い学力に陥りますと、多くの子どもがそのまま低い学力状態にあること、そういったことが調査の結果明らかになったということです。このように、子どもの貧困は子どもの学力と密接な関係にあります。貧困状態に置かれている子どもは、義務教育以外の教育を受ける機会がほとんどありません。

それで、何よりも貧困状態に置かれている子どもたちには、義務教育を受けるために少しでも学校に来やすいようにすることが重要だと考えます。そのためには、就学援助制度を活用して準要保護世帯の認定基準を改正し、援助費目を追加し、貧困状態に置かれている子どもが義務教育を受けやすいようにし、学力向上に役立つようにするのを教育委員会・町が優先的にやる必要があるんじゃないかと考えます。本来、こういったことは教育長さんがおっしゃるように国がなすべきことですが、国がしようとしなからといって放置しておく訳にはいきません。美里町が創意工夫の下にしていかなければならないのではないかと思います。

それから、教育委員会が提案した就学援助制度の見直しをするには、美里町の財政状況は大変厳しいとの企画財政課長さんからのお話がありました。それで、教育委員会としても美里町の教育を推進するために現在配置している学校教育専門指導員・青少年教育相談員・特別支援教育専門員・教員補助員について、見直すことも考えざるを得ないのではないかと考えています。このことにつきましては、教育委員会で協議したことはありませんので、教育委員会で協議していく必要があるのではないかと思います。

以上です。

○町長（相澤清一） 今、後藤委員さんからお話がありましたけれども、ごもっともな御意見だなと正直思っております。やはり、この「貧困の連鎖」は絶対あってはならないものだと、私

も思っています。そうした中で、本来国で様々な対策を子どものために取っているところであり
ます。児童手当とか児童扶養手当とか、そのようなものもそちらに、私はよく分からないい
んですけれども振り向けるためにもそういう補助というか支援をしていくんだろうと思ってい
ます。

しかしながら、まだまだそれではなかなか足りないというのもこれも事実だと思いますし、
親自身が要保護世帯の方は別にして、準要保護世帯の方々がそういうふうな就学援助制度を
いただいているのも、それがしっかりとそのような子どもに直接行くような支援制度であれば
いいんですけれども、なかなか子どもに限らず家庭全体での話に当然なってきますから、その
辺が子どもにしっかりと振り向けられて貧困がなくなれば一番いいんですけれども、それが
なくならないで、全体がそういう家庭の中で窮屈なものだから「貧困の連鎖」というのが起
きるのかなと。その辺、私にはよく分からない点があるんですけれども。

子どもに教育をしっかりと受けていただくような環境をつくらなければいけないと思
いますので、当然後藤先生が言ったように、今なかなか状況が厳しい中で「スクラップ&ビルド」
みたいな形で、やはり何かをするには何かを削るとか、そういうようなことも対策として必
要。8日にもあったけれども、「あれも」「これも」とどんどん膨れ上がるとなかなか町
も大変になりますので、またあと様々我々として隣の地方自治体に倣った形で、先日も言
いましたけれども18歳未満の医療費の無料化、これも成し遂げなきゃいけない、そういう
ような課題もありますので、全般的にいろいろな角度から見ないと私は難しいんだろうな
と思います。

今日は、そういう面で率直に皆さんからお話をいただきながら、あと就学支援制度の一番
それが本当に、お金が単なる何万円とか何とかという話じゃなく、就学支援制度のどれ
が必要だかということも改めて検討してもいいのかなと、私はそのように思っています。
当然財政との兼ね合いもございますので、例えば就学援助の対象経費、本町では近隣の自治
体と比べても遜色のない対応はしていると思いますけれども、もし「この部分が重要な
んだ」「この部分だけは何とかやはり支援するべきだ」とか、そのようなことがあつても
私は率直にいいんじゃないかなと、そういうふうな考えもあります。

ですから、その辺もいろいろと詰めながら全体的に5万円、10万円支援するという
ような形じゃなく、この部分の援助の対象の経費、「これは入れてください」「これは絶対
必要です」、そして親に対しても「この部分だけは子どもにしっかりと対応できるよ
うな経費で使ってくださいよ」、そういうような形にしないと、とにかく経費をどん
どん積み増ししてやっても親御さんがそういうふうな認識がないと、子どもに回
っていかないというのもこれも事実

だろうから。そういうことも併せて考えていかなければいけないのかなと。教育委員さんの考えは当然分かるんですけども、私は未熟な考えですけどもそういうふうな思いをいたしております。

どうぞ。

○教育委員（佐藤キヨ） 生活保護をもらっている人たちがいますよね。本当に必要な人のどのくらいもらっていると思いますか。どのくらいだと思いますか。

○町長（相澤清一） 生活保護の。

○教育委員（佐藤キヨ） 必要な世帯の。申請していてももらっている人たちは本当に必要な人のどのくらいの％だと思いますか。

○町長（相澤清一） それは、福祉事務所じゃないですから。

○教育委員（佐藤キヨ） でも、知っていたほうがいいと思うんですね、やっぱり。厚生労働省の調査では、30%から15%しか本当に必要な人がもらえていないそうです。それから、こういう貧困問題を研究している学者は、必要な人達の10%から30%しかもらえていないと思っているそうです。

生活保護をもらっている金額ラインは127.2万円、それから貧困ラインが126.7万円。ここから家賃とか食費とか水道光熱費とか電話とか交通費とか教育費を全部払っている、ほとんどの人が恐らくこういう人たちは持ち家なんてないんですよね。そうすると、相当きびしい生活だというのが想像できる。そして、この貧困世帯のこの部分の平均値は86万円だそうです。これでやっていく訳ですよ。もしお子さんを1人育てているとしたら、これにルート1.4を掛ける訳ですよ。それで、4人世帯の場合はこれの2倍、ルート4だから2になりますよね。それでやっている。この中にはもちろんさっきお話しした児童手当とかもらえるものは全部入っている訳です。だから、やっぱり相当きついと思います。

こども食堂をやっているところで、お弁当をもらいにきて300円出すのが大変で、大人はお弁当1つが300円なんだけれども100円で買っている人もいるし、本当に4人分の食料が梨1個とこんな柿4個とこのくらいのパン1つとそれから、その日は、お弁当にプラスの食糧が、お水を90ccだか入れて200カロリーになる栄養補助食品みたいなものが入っていて、4種あったのです。「ああ、こんなにもらっていいんですか」と言って、お弁当にプラスの食糧を喜んでもらって帰るのです。

そういう家庭の人たちが果たして、さっき後藤先生が言った「貧困の連鎖」でそういう収入の人たちが、そういう親が子どもとその収入では、食べていくのもきついと思うんですね、食

料を十分には買えないでしょうし。そうすると食べさせるために結局働く時間を増やす、ダブルワークとかトリプルワークになったりして、子どもの勉強なんて見ている時間がなくなる訳ですよ。そうすると、子どもってやっぱり親がいないと勉強しない子も多いですよ。大森さんのところとか、分かると思うんですが。あと、そういうお家では学用品とか、ちょっと子どもが見る本とかもない家が多いそうです。買ってもらえませんよね、食べるものも満足でなきゃ。

そうした子どもって、勉強が分からなくても教えてもらえる人がいないから、結局勉強つまらなくなって、十分な教育を受けられなくなることがよくある訳ですよ。そうすると、低学力になるんですね。あと、高校に行かせてもらったって分からない、つまらないで続けられない子が出てくる。そうするともちろん進学できないし、就職だって望んでいるようにはいかない。そういう言い方はとても失礼なんですけれども、非正規雇用とか派遣とかアルバイトとか、あるいは就職しない。そういうふうになっちゃうこともある訳です。そうすると、また十分な収入とはいえず低収入。だけれども、お年頃になれば結婚したり、また子どもが生まれても、親の収入が少ないから、でも働いて食べていかなきゃいけないからというので、子どもにあまりかまっていられない。それがずっと連鎖していく。

子どもがだんだん大きくなっていけば、自分の親も年取ってきますよね。そうすると、親の老後も考えなきゃいけない。自分の子どもたちのことも考えなきゃいけない。常に家庭がピリピリ、いらいらしていると、子どももそういう状態で育てると精神的にも非常に病気がちになったり鬱になったり、そういうのがそうでない家庭より多いそうです。また、生活保護の家では、病気と鬱がそうでない家庭より非常に多いそうです。そして、生活保護を受けている4人のうち、1人はまた生活保護になるそうです。そういうのが「貧困の連鎖」で、そういうのって本当に力のある子が教育を受けて大学とか行ったら、その人の人生が変わっていく。日本のためになるというか、すごい世の中のためになる訳ですよ。もったいないと思うんですね。

だから、ぜひとも就学援助とかもなるだけ手厚くしてほしいと思うし、そういう状態の子どもはやっぱりいろいろな事件が多いんですよ。例えば電車の中でちょっといらついちやったりとか、そういうのっていろいろ起こっている事件を見てみると結局満ち足りていないというか、精神的に満ち足りていなくてどこかに不満をぶつけるとかって、そういうのがとても多いと思うんですね。結局そうすると社会の安全というか警察とかそういうところに費用がかかってきて、社会の貧困のための損失が44兆円だそうです。あと、一生そういう気持ちや状態で過ごさなきゃならない人たち、その人生を思うとすごい気の毒だなんて私は思います。だから、なる

べく子どもには手厚い、子どもというか本当は生まれてから3歳までが一番効果があるそうですけれども、援助をお願いしたいと思います。

日本はそういうのに対してとてもお金をかけていないそうです。外国では、児童保護施設にいる子どもには1対1で、これは国のあれだからしょうがないんだけど、1対1で大人がつくそうです。日本は2012年に法改正しても、5.5人に1人だそうです。だから、日本は本当に福祉政策とかそういうものに対して、子どもにかけている社会保障費が低い。家族依存的な、教育費は親の責任。それから、家制度から抜け出していないので、あとは親戚とかおじさん・お婆さんとか、そこら辺に援助してもらえっていう、そういうのが多いそうです。でも、それってやっぱりこのままいってはいけないと思うんですね。

あと、家柄とかってとも言いますよね。あれも社会資本というそうで、いいお家に生まれた子は物腰とかが知的とか、そういうふうな面でも社会に出てもすごい有利な訳ですよね。だから、やっぱりいろいろ考えていかなきゃいけないんだなと思います。

11月8日の懇談会で相澤町長からお聞きした、高校生の医療費補助のことなんですけど、美里町だけまだ実施されていないので、それを考えている。それも大切なので、何か良い方法はないか、小中のように登下校時はカバーできるか調べてみました。それでいろいろ考えたんです。例えば非課税世帯で、そういう子の高校生にお金を出してやるとか調べたんですけれども、よく分からなかったんですけれども、非課税世帯のお金はどこら辺までいくとか、何かいい方法ないかなとかいろいろ考えたんですけれども思いつかなかったんです。

でも、先ほど後藤先生が言われたことで、やっぱり子どもたちに学力をつける、それから子どもの貧困対策では確かに援助するのもいいけれども、一番有効なのは教育政策なんだそうですよ。美里は、学校にいろいろ教員補助員とかいっぱい出してくれているので、あとは力を発揮してもらおう。お金出しているんだから、その分働いてもらいましょうじゃないけれども、そういうことです。指導員の方が3人いますよね。学校教育専門指導員・青少年教育相談員の方々にさらに知恵を絞っていただくということも大切だと思うし。先ほど後藤先生がおっしゃられたこと、確かに検討する。お金を出さないでも、使えることだなと思ったんですね。

ここの学力で勉強できる環境、物とか風格とか教えてくれる人が貧困家庭・貧困のお家は割かし得られない、少ない。それから転校とかも、知識がない親が多い訳だから、あと働くのが忙しくて手いっぱいそっちまで、子どもを何とか食べさせなきゃいけない。あと、家事とかもありますよね。時間がないところで、例えば独り親とかも多い訳だから、そうするとこういうところにもあまり、普通のというか恵まれた家庭よりはこういうことをやってあげられない。

病気とかも多くなる。

それから、食費を削ることになる訳だから、病気が多くなる。体もあまり丈夫にならない子とかも出てくる。結構皮膚病とかも増えてくる訳ですよ。実際そういう子、結構いました。それから、こういう様々な体験ができない。剥奪指標で、この間もお話ししましたけれども、例えばファミレスに行くとか、映画を見に連れて行くとか、遊園地に連れて行くとか、それから果物を食べるとか、肉を食べるとかって、そういうことが普通よりも減る訳ですよ、お金ないから。だって肉とか魚とか果物とか高いから、結局そこを削るしかなくなる訳ですよ。そういうのを、剥奪指標というそうです。

それから、将来の様々なこと、学歴が低くなる。あまりつかないと、就労も思うようにはいかない。所得も少なくなる。それから結婚とかもやっぱりハードルが、ちゃんと働いていなきゃ結婚とかもなかなかできない場合も多いですよ。それで、いろいろこういうふうに不利なことがいっぱいある。だから、やっぱり美里では就学援助費を考えていただきたい。

あと中学生になると、9ページを見ると援助の比率が高くなりますね。小学校よりかかるお金がうんと増える訳ですよ。ざっくりばらんに2倍まではいかないですけども、中学校に行くとかかかるお金がうんと増えるので、それで親は大変だから就学援助を求める親が増える訳ですよ。ちょっと考えただけでも、中学校行くと部活で高い道具を使つての部活が。高いって言うても、例えばラケットとか柔道着とか野球とか、いろいろかかりますよね。小学校ではクラブあっても、ソフトボールとか仮にあっても学校に道具があります。だから、そういうのを買う必要はあまりないんですね。だから、中学で就学援助の希望が増えるんですよ。本当に大変だと思うんですけども、ぜひとも考えていただければなと。子どもたちがどこで一番困っているかって考えると。

それでさっき就学援助費の特別支援、教育次長さんが見直しの6ページの真ん中辺の特別支援教育奨励費というのがありますよね。これは、特別支援教育っていうのは例えば知的障害児とか肢体不自由児とか、いろいろな情緒障害とか広汎性発達障害なんて情緒障害でもあるんですけども、そういう子どもたちを育てる親御さんって普通の子どもよりも大変なんですね。例えば子どもについていなければならず仕事ができない人も、普通のお子さんなら例えば児童館に預けて働けるとかあるけれども、そうできない親もこういうお子さんを育てている親の中にはいる訳ですよ。だから、そういうお子さんを育てている親御さんにはお金が出るんです。

私知らなかったんですけども、担任をした時にそのお家のおばあちゃんが「出ているんだよね」と言われて、「ああ、そうなんだ」と初めて知りました。その家は、情緒障害だった

んですけれども、そのお金を使ってお子さんをディズニーランドに連れて行って様々な体験させたりして、有効に使っていました。やっぱりそういうお子さんは、親がくっついてるだけほかの人に、ほかの人がいっぱいいたりすると騒いだりしちゃうので、子どもの状態の良い時に連れて行ってあげるとすごい良い体験になるので、そういうのが出るんだということです。だから、ぜひとも考えていただきたいなと思ひまして。

○町長（相澤清一） 佐藤委員さんの思ひは十分理解しているつもりでおります。しかしながら、本当に一朝一夕に片づく問題ではないし、これはやっぱり残念ながら東欧とか例えばヨーロッパの関係では社会保障がしっかりしている。日本では、そのようなことはまだまだ足りない。ですから、国でもしっかりと子育て世代にいろいろな形でバックアップしてやろうとして、この頃特にそこらを手厚くしようという方向性は、私は見られると思うんです。しかしながら、まだ十分ではない。これが、残念ながら今の日本の縮図になっているんだろうと思っています。

そうした中で、本町でもそのような形で教育委員さんが研究したことを、全て取り入れてやりたいのはやまやまなんです。でもなかなかそうはいかないというのも、これも現実問題。そういうふうな中で、我々考えているのは要保護世帯・準要保護世帯、まず大変厳しいところのそのような御家庭の子どもさんをしっかり救うことが大事だろうと。そのために、どのようなことを今なさなきゃならないのか。それを、やはり真剣に考えていくべきだろうと私はそのように整理させていただいております。

しかしながら、やはり財源の問題も当然ありますから、町としてはやはりそのような問題もありますので、慎重にいろいろな角度から検討させていただいて、今後そういうふうな皆さんの研究の成果を無駄にしないような形で、ぜひ御提言をいただきましたのでそういう面も含めて検討したいなと、私はそのように思っております。

あとは、問題なのは要保護世帯・準要保護世帯だけでなく、そのレベルに近い方もやはり非常に困っている部分も多分あると思うんです。明るみになっていないから分からないだけで。

○教育委員（佐藤キヨ） 多分あと50人ぐらい、割合からいってあと50人ぐらいいるのだと思うんですよ。

それから、あるこども食堂では責任者の方が待ち構えていた知らない人にいろいろ言われ怖くなったということがあり、そのため、運営自体を隠しているとかそういうのもあるんですよね。だから、例えば古川にもこども食堂があるそうなので、大崎とかで子どもの貧困について話してくれる研究者を呼んでの講演会、啓蒙するための講演会とかを市民対象に、特に教職員とかそういう人たちに「ぜひとも聞いてください」という感じで、すぐではなくても首長

さんたちが相談してそういう方を招くとか、催しをやっていただけたらと思います。

○町長（相澤清一） まあ、そのようなことも含めてやはり社会全体がそのような認識を持つ、当然親もそうですけれども、地域社会の町民の方々も市民の方々もそういう認識を持つということがやっぱり必要なんですよね。それが欠けているものだから、「お前は生活保護もらってどうのこうの」っていう人もいますよ。やっぱりね、数の中ですから。でも、全体がそうではないと思いますけれども。でも、それで非常に傷つくことだってありますからね。

○教育委員（佐藤キヨ） あと、子どもが傷つくと思うんですよ、もらっている方のお子さんが一番傷つくと思います。それが一番かわいそうです。

○教育委員（後藤真琴） そういうことね、町長。今、佐藤さんがおっしゃった、要保護で生活保護を受けている世帯、これは多くても3割しかいない。この現実をよく直視して、それで美里町ではそういう状態にありながら、生活保護を受けていない世帯がどれぐらいの数というのも、ある程度把握しなきゃならないだろうと思いますね。

○町長（相澤清一） それは、こちらでは福祉事務所がないからですけれども、県の北部に行っているんですけれども、それはやっぱり一定の基準があるからなかなかすり合わない、本当に基準どおりに受けていただければいいんだけど受け入れられないというか、それは日本のそういう甘さというか何というか、そのような不合理なところは当然私はあると思います。そういうのは、国策の中でやらしてもらわなきゃいけないし、私たちも中央に行って「現場ではこのようなんだよ」という、それをやっぱり話をして、そして変えてもらうのが一番だと思いますけれども、それを「地方自治体で全てクリアしろ」なんて言われてもなかなかできるものでもないし、限られた財源の中でやらなきゃいけないから、そういう問題は当然はらんでいますので。国に対しても県に対しても働きかけていかなきゃいけないと、それは皆さんの思いで、当然分かります。

○教育委員（後藤真琴） それは当然のことなんですけれども、日本の場合、その「貧困の状態に陥っているのは、個人が悪いんだ」、これがずっと続いている訳ですね。そうでないんだというのが、研究者たちの考え方なんですよね。その辺を、国がやらないから町でやるよりしょうがないんですよ、その辺のところ。

それから、先ほど町長もおっしゃった援助費目ね、どれがっていうんですけれども、これね援助費の追加というのはクラブ活動費、これ子どもたちがクラブ活動費を納められなかったらクラブ入れないですよ。それから生徒会費、これも生徒会費を納めなかったら、生徒会に誰でも入れるのに、そうしたら精神的に学校に行くのをためらうんじゃないかと思うんですよ。

それからPTA会費、これもですね。それから卒業アルバム代、これも払えなかったら大変なことなんじゃないかと思います。ですから、どれがいいという問題ではないですね。これ、本当に最低ぎりぎりのところでないかと思います。こういうことを援助することによって、子どもが少しでも学校に行くような気分になるような、これは本当に最低のことだろうと思うんです。

ですから町長、よくこの辺考えていただければと思います。

○町長（相澤清一） 私としては、ですからさっきも言ったように全て、何でもかんでも皆クリアできる訳ではないから、できるところからやっていくというふうな方向でお話しさせていただきましたので、そういう意味で限りある予算ですし、それと後藤委員さんが言ったようにこのようなものを教育委員会の中で検討してもらって、編み出した財源・捻出した財源をこのように振り向けるというようなことも方向性として私は当然のことだと思いますので、そういう意味も含めてやはりこれから検討していかなきゃいけないなど、私はそのように思っています。

○教育委員（後藤真琴） 僕も、本当にいいことだろうと思うんですけども、考えざるを得ないと。さっき町長さんおっしゃった、あまり好きな言葉じゃないですけども「スクラップ&ビルド」とかね。どの辺が「スクラップ&ビルド」なのか、これ判断難しいですよ。

○町長（相澤清一） そうですね。どうぞ。

○教育委員（留守広行） 私からもこの件については、本当に前向きな御検討をお願いしたいというところでございます。

今、私の個人的な考えを申し上げさせていただければ、子どもたちがこの美里町で幼稚園・小学校・中学校というふうに安心で、楽しく学校生活を送っていただきたい。そして高校・大学、そして社会と、そして自分が突き進む分野で多いに活躍してほしいというその願いの下、大変町長さんからは「財政的に厳しい」と、全くそのとおりだと思います。このことをお願いすれば、どこか削減なりそういうふうにしなければならぬところもあるかと思いますが、やはり子どもたちという目線のところで、視点のところで前向きな御検討をお願いしたいところでございます。

以上です。

○町長（相澤清一） ほかに皆さんから御意見ございませんか。

○教育委員（後藤真琴） それから、ちょっと先ほどお話しありましたように、127万円の年収で生活する。月10万円ですよ。かなり厳しいですよ。そうしたら、本当に子どもに食べさせるのもぎりぎりかもしれませんよね。その食べ物だって、佐藤さんが今おっしゃったように、

十分なものではないのかもしれませんがね。そういうことも本当に考えて、子どもができるだけ学校に来て、子どもが受ける最低の教育、それをクリアするように少しでもしていく。それが本当に学力に、研究者たちが言うことには直結しているんだということですからね、よろしくお願いします。

○町長（相澤清一） やはり教育長さん、本町でそのような傾向っていうのは、やっぱり学力の成果として顕著に出てくるものなんですか。教育長の立場で、なかなか言いにくいところもあると思うんですけども、一般的にそういう。

○教育長（大友義孝） そういうようなデータというのは、私見たことないですけども、やっぱり今ここに来るまで委員さん方からいろいろ意見をいただいて、最終的な見直し案というふうなことになる訳ですね。

毎年のように習熟度調査というのを、小学校3年生からさせていただいて、そのほかに小学校6年生と中学校3年生の全国学力学習状況調査、その結果が示されてはいるんですけども、そういった傾向分析を毎年する必要があるのか。町では、確かにC R T調査も毎年やっていますから、それは必要だと思うんですけども、全学テの調査そのものが何十億円というお金を毎年のように費やしている状況なんです。

やっぱりこの「貧困の連鎖」という、先ほど佐藤キヨ委員からありましたけれども、確かにそういうふうな兆候はあるはずなんです。ただ、これが親の収入が少なくとも頑張っている子どもさんたちも当然いらっしゃる訳ですね。その方たちが立派な大人になっていくということもあるんですけども、借金すらできない方もいらっしゃるのではないかな。そういう人ばかりではないと思うんですけども、個々の保護者の所得調査というのも一斉にしたこともありませんから、それと学力がどうなんだというふうな結びつきというのは本町では分からない状況ですね。先ほど委員の皆さんが言われた部分、全国的な部分の兆候のお話だと思うんですけども、それも町内ではなかなかできないんだなというふうには思っています。

ただ、確かにこれ全部やれば1,600万円近くお金がかかっていくんですけども、やはりこういった方たちをなくして、とにかく子どもたちにきちっと勉強してほしいという願いは変わるものではありませんけれども、ただそれに値する例えば教員補助員さんとか、うちのほうで先生方3人いらっしゃいますけれども、その方たちは今日も仕事をこなしていただいて、一生懸命頑張っておられます。教員補助員さんの場合は何の資格もなくて、とにかく頑張って自分で勉強してもらっていますけれども、特定の人に関わることによってそのクラス全体の人たちに影響を及ぼしているんですよ。ですから影響の範囲ということを見ると、また違う面があ

るなど。そこを削った場合にどうなるのかという部分も、やはり議論していかなきゃないとは思いますが。

なかなか「これがいいんだ」、お金を捻出するために「これがいいんだ」という部分については、まだまだだなというふうには考えております。ただ、こちらの必要性は各委員が意見を述べられたように、必要性は当然あるんだということ、これは紛れもない事実ということでございます。

○教育委員（後藤真琴） 学校教育専門指導委員がいて、2か月に1回ですか。毎月学力テスト、学校内の時間、自宅学習の時間とかを教育委員会に報告しています。

○教育長（大友義孝） あれは、2か月ですね。

○教育委員（後藤真琴） 教育長さんがおっしゃったように、その時にそこまで突っ込んだような報告は全然ないんです。それから、不登校なんかでも経済的な理由で不登校になっているのは一切ないという報告です。ですから、そこまで突っ込んだことを各学校で調べていないんですが。そういう状況で、僕教育委員引き受けてもうすぐ8年になるんですけれども。ですからその辺のところ、学校自体がもうちょっと子どもの実態を知るように努力していただきたいなと思っておりますね。

○教育委員（佐藤キヨ） 私もそのことについては、前にいろいろ不登校とか例えば授業中立ち歩きとか、何でそういうのをやるのか聞いたんですけれども、もちろん分からなくて、「これは誰に聞いたんですか」と聞いたらば、「教頭先生に電話して聞きました」とか、そういう感じだったんですよね。やっぱり実際に例えば担任に聞くとか、せめて教務主任とか自分で足を運んで聞くとかそういうことをして、なぜそういうふうになるのかとか聞かないと解決できないと思うんですね。そこら辺の詰めがちょっと甘かったのかなと思って、校長先生経験者にヒラで終わった私が生意気なんですけれども「お話しした」とか「後で聞いてみます」とかなったので、やっぱり教育者としてというか子どものためを考えると、どの方法がベストか考えるのが大切だと思うんですよね。それを解決するにはどういうふうにするか、どういうふうにしたらその子にとってそんなことしないで済むようになるのかとか、そこは考えなきゃいけないと私は絶対思うんですよ。

だから、もう一回ちゃんと見直す必要はあると思います。やっぱり費用対効果を考えなきゃいけないと思います。

○町長（相澤清一） 皆さんからいろいろな御意見いただきましたので、それをしっかりと参考にしながら検討させていただきますので、ありがとうございます。

皆様から、あと御意見いいですか。

日程第4 その他

○町長（相澤清一） ではその他で、先日ちょっとお話ししました研修バスとスクールバスの運用方法といいますか、今後の展開について協議した内容を、教育次長のほうから。住民バス事業について、ちょっと。まだ検討段階だけれども、今後このようなところが議論なされるというのをこの場でちょっと話してもらえばありがたいなと。

○教育長（大友義孝） 前段で臨時会開いていますので、そのところで報告は受けています。

○町長（相澤清一） ああ、受けているのね。じゃあ、あえてここで協議することではないね。

○教育次長兼教育総務課長（佐藤功太郎） 今、教育長がお話ししたとおり、庁議の内容を報告させていただきまして、そしてこれ継続協議という形になったということで、あとはその内容については当面の課題というか将来的な方向性ですね、そういう問題がいろいろあるので整理をしなければならない。ただ、来年度予算に関わることでもありますので、早急に調整をして来年の対応等々については協議を進めさせていただきたいということで、協議を進めさせていただく。あとその内容については、逐次御報告をさせていただきながら、方向性を定めていくというふうなところで整理をさせていただいたというところでございます。

○町長（相澤清一） ああ、そうですか。なかなか分からなかったものですから、失礼しました。今後ともこのバス事業についても、御理解と御意見をいただきながら進めてまいりますので、御協力よろしくお願い申し上げます。

それでは、総務課長に戻します。

日程第5 閉 会

○総務課長（佐藤俊幸） それでは、本日の協議については以上となります。御協議いただきまして、ありがとうございました。

その他ということで、今教育次長さんのほうからお話もありまして、会議のほうはこれで一切終了ということにさせていただきたいと思います。

皆様、本日はどうもありがとうございました。お疲れさまでした。

午後3時55分 閉会

上記会議の内容に相違ないことを証するため、ここに署名いたします。

令和3年 月 日
